

## 決議

道路は、国民生活を豊かにし、活力ある社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備に対して国民から強い期待が寄せられている。

しかし、首都圏の多くの道路では、交通渋滞による多大な時間損失、経済損失のほか、沿道環境の悪化など、国民の生活や産業活動に深刻な影響を与えている。

これらを改善するため、都市機能を回復し、地域経済に好循環をもたらす首都圏三環状道路をはじめとする高速道路ネットワークを早期に構築する必要がある。

特に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備は、経済活動の生産性を向上させ、生産拡大に資するとともに、企業立地の促進や新たな観光需要の創出など、経済に好循環をもたらすストック効果を発揮し、国際競争力の強化や地方創生の実現に資するなど極めて有用である。

さらに、東日本大震災では、高速道路ネットワークが緊急物資の輸送、復旧活動などに大きく貢献したことを踏まえ、今後予測される首都直下地震などの大規模災害時における交通機能を確保し、我が国の交通の東西分断を防ぐためにも、圏央道全線の早期完成が不可欠である。

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議は、これらのことに鑑み、圏央道の整備について次の事項を強く要望する。

一、未開通区間について、より一層事業を推進することにより、早期かつ確実に全線を開通させること。なお、開通目標が示されていない区間については、開通目標を明らかにすること。

一、暫定二車線区間については、速度低下や事故防止の観点に加え、通行止め等における信頼性の向上や災害時のリダンダンシー確保の観点から、早期に四車線化を図ること。

一、直轄事業の推進と併せて、高速道路会社を積極的に活用し、早期完成を図ること。

一、自然環境、沿道環境等に十分な配慮を行うこと。

一、平成二十八年度から導入された圏央道を含む首都圏の高速道路の新たな料金体系について、交通等に与える影響を検証した上で、引き続き、利用者の負担増への配慮や物流の効率化の観点も含め、一体的で利用しやすい料金体系の実現に取り組むこと。

一、圏央道をはじめとする首都圏三環状道路やそれらのアクセス道路などの整備や関係施策については、平時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、重点的な投資を図ること。

また、社会資本整備を着実に推進するために必要な公共事業費全体枠を増額するとともに、道路関係予算に関し、平成二十九年補正予算や平成三十年当初予算において、十分な予算を確保すること。

右、決議する。

平成二十九年十一月十六日

首都圏中央連絡自動車道建設促進会議